



埼玉県報

第594号
令和7年(2025年)
2月25日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 母子保健法施行細則の一部を改正する規則（健康長寿課）

告示

- 県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）の換地処分（農村整備課）

規 則

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十三号

埼玉県立児童養護施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立児童養護施設管理規則（昭和五十二年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号（二）までの規定中「四」を削る。

様式第四号中「（四）囀××××××××」及び「④」を削る。

様式第六号中「⑤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立障害者歯科診療所管理規則（昭和五十八年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「牙齒（歯）を削る」を「牙齒（歯）に改め、「㊦」を削る。

様式第二号から様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十五号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削り、「~~第10条~~」を「~~第10条第1項~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子保健法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和七年二月十九日に県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）の換地処分をした。

令和七年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕